

令和2年度第1回 長野市都市内分権審議会 議事録

日時：令和2年11月16日（月）

午後1時30分～午後3時5分

場所：市役所第一庁舎5階 庁議室

議事

(1) 長野市における都市内分権について

質疑ナシ

(2) 10年の総括と今後の方向性について（「(3) 質疑応答・意見交換」を含む。）

委員

私は自分の地区で福祉部会長をかなり長年務めさせていただいている。今のご報告の中でも、地域福祉ワーカーさんの負担が大変重いという風を感じられている地区が多いというご報告をいただいた。実際に携わっている者の実感として、本当にそうだと思っている。地域福祉ワーカーさんというのは、最初の地域福祉計画のときには、主な業務が地区の中にボランティアセンターみたいなものをつくって住民同士が助け合いの仕組みをつくる、それからよろず相談所というのを開設して地域の中で住民の声を聞いて何かお困りの方を専門のところにつなぐというのが主な業務だったと思う。

それが介護保険が改正されたところで、生活支援コーディネーターの業務も加わったが、これを選んだんだよという認識は地区には無い。これをやらない限りは皆さん困る話だよということで、ほかに誰もやる人いないということだったので。でも地域で高齢化が進む中で、介護保険法が改正されて、要支援の方でお困りの方が出てくるという中で選ばざるを得ない選択事務だったと思う。

でもやはりこのアンケートの結果に出てきているのは、無理だという悲痛な声ではないかと思う。もしかしたらたまたま専門性のある方がこのワーカーさんに就いておられる、あるいは支所の職員の中に大変専門性の高い方がおられる、そういった場合にはある程度形になっている地区もあろうかと思うが、ほとんどの地区が途方に暮れているという実態があると思う。それで、生活支援コーディネーターというのは、ちょっと伺いたい、第一層、第二層、第三層というふうに分かれていて、第一層というのは中部地域包括支援センターとなっている長野市の場合は。どこもだいたい、市の本庁舎の中だと思う。第二層の設置の仕方が長野市はちょっと特殊ではないかと思っていて、住民自治協議会に投げているということがかなり全国的に特殊ではないかと思っている。いくつかの市を調べてみたが、第二層のコーディネーターは市の社会福祉協議会に委託をしている、あるいは地域の包括支援センターの専門性のある方が担っているというのが一般的だと思う。そこを長野市は住民自治協議会に

投げられておられるというところで、私はそこにすごく大きな無理があるのではないかと考えている。そういったことの指摘は、今回の地域福祉計画策定、その前の地域福祉計画策定の際にも、住自協のワーカーさんだけではやはり地域福祉の構築はかなり無理があるので、専門性のある方をブロック単位とかで設けて、その人たちがいる程度道筋をつくって、地域の実情を知るワーカーさんに関わっていただくということが、何回も審議会等でも提案されていると思う。しかし長野市は住民自治協議会の中にワーカーさんを置いているんだから、それでいくという市の方針でここまで来ているが、やっとここに来てだめだということが私は明らかになったのではないかと考えている。ご報告を聞いていると、地域住民が年を取ったからいけない、年金ももらえないから働かなくてはいけなくなったからいけない、忙しくなったからいけないというような、なんかすごい怒られているような気持ちになるが、市の事務を住民自治協議会には何をやらせてもらうのか、市としてどこをやるのかということのを、やはり考え方を私は改善してもらわないと思う。都市内分権の、これからの住民自治協議会でやらなくてはいけないことの柱は、本当に地域でこれから高齢の方が増えてくる、若い方や子どもが少なくなってくる中で、どうやってみんなが生活していくかということにどんどん重きがいくと思うが、そこが脆弱なままここに来て、地域たすけあい事業も社協がやっていたものをもう財源がなくなるので住民自治協議会でやってくださいというお話が来ている。もう無理だと思う。なので、この程度の認識で今後何年間か計画を立てても難しいのではないかというのが私の意見である。

事務局

現在、必須事務選択事務を見直しており、選択事務となっている福祉の関係は必ず地域ではやらざるを得ない。やはり住民自治の主だったところは福祉という部分になってきているので、その部分については全地域で担っていただくという形になってきている。その中で、地域福祉ワーカーは地元の方をご推薦いただいておりますが、まったく福祉に関する知識がない中でお仕事を始めていただいているということも重々承知している。地域包括ケア推進課とともに、このあり方について、非常に住民自治協議会の課題としては、これが一番大きく、今、どのような方策がいいのかということを考えなければいけないということも投げ掛けさせていただいている。必須事務選択事務そのものの見直しに入らないうちでこの位置付けをどのようにしていくのかということも、非常に大きな課題として捉えているので、ここについては担当課とともに研究を進めていきたい。またたすけあい事業の関係も入ってきているという中では、やはり福祉の関係は、もう少し整理をして、専門性の高いところには行政として関わっていけるのか、当然地域の状況を一番把握しているのは地域の方々なので、その意見の吸い上げと、それを専門性の高いところにもどのようにつなげていくかということもこの問題の一番のところがあるので、そこを整理できるような体制づくりということも、担当課のほうにも投げ掛けて一緒に検討させていただきたいと考えている。

議長

決して軽視をしているというわけではなくて、むしろこれが最重要課題の1つではないかという認識でいるとのことである。資料1の10ページの中ほどにもその表記の文章が垣間見ることができると思うが、今そういう認識でいて、検討も始めているという応答だったかと思う。今後の方向性、あるいは方向性に基づいた作業の中で、今日のご意見が反映されていくのではないかというふうに考えている。

委員

関連して、地域では福祉自動車というのを住民自治協議会で持っているところもあると思うが、結構福祉ワーカーの方は一人の方が福祉自動車を回すので手一杯という現実がある。またよく決算で福祉自動車の関係を見ていると、福祉自動車を使っていらっしゃるのはある程度決まっている人しか使えない。これ以上人数的に増やせず、私の地元の中でも、数十人の方が定期的に使っていて、その方たちを回すために福祉ワーカーのお一人が就いている、そして資金も住民自治協議会のお金も、そこに将来の福祉自動車をまた買うためのお金だといって貯金をしているような状態である。これだけタクシーの事業者の方たちとかが仕事がない中であって、もうちょっと民間のそういったものを使って、要はお金が民間にも上手に回るようにしていくということが大変重要ではないかなというふうに考えており、例えば福祉自動車を利用する人は600円1回払わなきゃならない、かつ住民自治協議会からも当然お金が入っている、なのでもう少し民間の事業者を上手に使う仕組みをしっかりと整えていただきたいと常々思っている。確か、都市内分権がはじまるときに鷺澤（前）市長はやはり民間活力をしっかりと使って、NPOなり民間事業者なりを上手に使って回していく中であって、都市内分権が発展するのではないかという趣旨のお話をされていたと思うが、そういったアプローチというのは、市ではこれまでなさってきたのかどうか、その辺をお伺いしたいと思う。

事務局

今お話のあった福祉自動車だが、これはたすけあい事業の中の福祉自動車の運行の関係かと思う。福祉自動車については、自力で医療機関にかかることができない人という枠組みになっているので、ほかに買い物とかに行きたいと言ってもその福祉自動車は使えないといった利用かと思っている。年配の高齢者の方のうち、病院にお一人で行くときに、公共交通機関が使えないということが前提となっている。そういった方々を福祉の観点から支援するという中でたすけあい事業が行われており、民間は今の枠組みの中では制度的に取り入れてないと考えられる。あと、福祉自動車については、積み立て等もしていただきながら、市からの補助金も得ながら、車の更新ということも行われ、安全なお車を使っていただくということのご用意のほうも、住民自治協議会と行政のほうからの財政支援もある中で整えていただいているかと思う。たすけあい事業という中の枠組みだが、またほかに民間活力というところも利用する方策があるのではないかということもご意見として頂戴して、担当部署のほうに投げ掛けてみたいと思う。

委員

もちろん、高齢化の中で、そういった福祉自動車を使いたいというニーズがあるにもかかわらず、要はキャパシティーがいっぱいだから使えない人たちが増えているわけである。そこをもう少し、じゃあ民間の福祉タクシーとかを利用できるようにする、そういうことによって、多くの皆さんが利用できるようになり、それが住民自治協議会の手から離れれば大変良い。だから、そこにもう少し市の資金を入れたりとかして、平等に皆がそういったものを使えるようにしていくというふうに、しっかり検討をぜひお願いしたいと思う。

議長

おそらく福祉自動車に限らず、他に手が無いかということを考えてときに、民間事業者はどうだろうか、1つの選択肢というかオプションとして浮上してくるのではないかと思うので、これもまた方向性あるいはそれに基づいた施策を考えていく中で反映をさせていきたいと考えている。

委員

改めて確認をさせていただきたいが、この間、住民の皆さんのご協力で都市内分権を進めてきたけれども、ここで多くの課題が明らかになり、このままやっていくのは非常に困難な面もはっきりしてきたということ、次の第四次の計画をつくるに当たって、少ししっかりと検討し直して作業を進めていくという、そういうことでまずよろしいか。

事務局

都市内分権が始まるときに、先程出た福祉に関して、地区社協を解体したためもう既に無い地区もある。そういった中で、福祉の部分というのは、今の段階だと住民自治協議会の中の保健部会だったりとか、住民自治協議会の活動として今やっていただいている部分も多いわけで、この10年間の中で何が大きく変わったかという、やはり介護の関係で平成28年から「新たな総合事業」が入ってきて、介護予防についても地域に負担いただいている状況である。各地区社協がまだ残っているところは保健部会と一緒にやっていくという方向性もあるが、無かったりする場合や、今後どんどん人口が減ってくる中では、今までのやり方というのを見直す時期だと思っている。今後の方向性について十分議論し、今ちょうど長野市の最上位計画の第五次総合計画の後期計画の策定事務が始まっているので、後期計画の中には文言として、都市内分権という言葉をどういう形で入れていくかということも併せて検討していきたいと思っているので、このところは時間をかけて審議をしていただきたいと思います。

委員

早晩こういう状況が生まれるんだらうということは、介護保険が改定をされた段階で私もかなり指摘をしてきたことで、専門職の無い地域に丸投げをするようなのは、たぶん行き詰ってしまうんだらうということは感じていた。たまたま長野市は、並行して都市内分権

を進めてきたから、すでに受け皿があるような形で介護保険が改定されたときにそのまま地域に移行していったわけだけれども、やはりこういう状況が生まれていたという点では、しっかりと審議をし直して受け皿づくりから、特に残念ながら、都市内分権を推進する段階で社協が解体されてしまったというのも、今思えば非常に大きなマイナス面として表れているわけで、改めてしっかりと審議をしてやっていく必要があるだろうと思う。当然福祉の関係だけでなく、人材の問題も含めてしっかりとここで見直しを図っていただきたいと思う。

委員

私は、議員になる前に、第二地区の住民自治協議会の役員をやっており、地域でも副区長をしていた。その中でちょうど介護保険法の関係の事業が下りてきたというところで、こんなこともやらなければいけないのかというのが正直な印象だった。その中で、必須事務と選択事務の住み分けであったりとか見直しについての言及もあったが、法律の縛りがある中で、必須事務として今、共同募金を集める業務や日赤活動資金についても区長さんたちが一生懸命集めて、しかもちょっと嫌な顔をされるようなこともお金を扱うような仕事も増えてきている。そういった負担感というところもあるが、先程民生児童委員の候補者の推薦に関する事務で、人選方法の工夫などということでご説明があったが、どういった工夫というのが、今はまだ手探りなんだとは思いますが、簡単に何かこうアイデアが出てくるような事柄ではないと感じている。その中で、必須事務の法律の縛りというものが果たして外せるのかどうか、それ次第というところがあると思うが、その辺は可能なのかどうかまずそこを伺いたい。あと選択事務の中にもゴミゼロ運動もあるが、地域によっても私たち中心市街地のほうでは普通の公民館の周りの草取りとかその程度で済むが、中山間地域になってくると、本当にビーバーを取り出して市道だったり農道の草刈りを何百メートルとやらなければいけないという地域もある。そこでは共助の限界というところがあると感じている。やはり、人選方法の工夫ということに全部共通して言えると思うが、人選方法の工夫とはどういったことを想定しているのか、それをまとめて伺いたいと思う。

議長

一つは法令の縛りというのはどの程度のものなのかという点、もう一つは市が考えている工夫というのはどういうことなのか、現段階でのお考えをお示しいただければよろしいのではないと思う。

事務局

こちらについては、一つずつの事務が地域活動支援課のほうで全部把握をしているわけではないということがまずあるので、そののところはご了解いただきたいと思う。現在、この結果について、特に負担感が多かった担当課に投げている。その中で、たぶん法令があるので選任しないわけにはいかない、あとやり方についても制度が決まっているという部分があると思うが、長く携わってきた担当課として何らかの工夫ができるところがないのかという

ことを改めて検討してくださいということをお願いをしている。詳しい内容についてはまたこれから個別に当たっていくので今ご回答させていただくというわけにはいかないが、法律に決まっているから仕方ないじゃないかという一言では済まないように、担当課のほうで検討してもらおうように働き掛けしていきたいと考えている。

事務局

補足させていただく。例えば「民生児童委員」のように国の関係法令に基づき地区で何人の推薦というような形で来ているわけだが、日本全国あちこちで人口減少が始まっていて、国が元々言っていたとおりのことが本当にできるのかというような問題については、市長会を通して、県、国というような形で要望を上げていくことも考えている。民生児童委員については、一番は厚生労働大臣からの委嘱になっているので、国へ要望していくということも、長野市では人口減少が平成 12 年の統計（国勢調査）から始まっていたので、人口減少で 20 年経っている、他の都市よりもそういう分では進んでいるので、逆に地方から国へ動いてもらえるよう、要望していくということも考えていかないといけないのではないかと考えている。

事務局

補足させていただく。今、申し上げたとおり、当課で必須・選択ということで、庁内の福祉から農政、統計、土木、そういったものをこちらのほうを通して依頼をしているもので、個々の事務にお答えできる内容ではないので、各課のほうに今のご意見は伝えていく。民生児童委員に関してはたまたま条項があり、20 歳以上 75 歳未満という中で、国と同一の市の基準ということだが、ただし理由書があればそれ以上の方がなってもいいという話、それから主任の児童委員さんにおかれては、国の基準は 20 歳以上 55 歳未満という非常に厳しいハードルがあるが、長野県と市の基準は 65 歳未満という形で、そちらもただし理由書があれば上限を超えても可能という形で、福祉政策課でもかなりこの辺は苦慮しているので、委員のご意見はお伝えをする中で見直しをしていく形になる。全庁的に今、見直しの照会をかけているところである。住民自治協議会の事務負担軽減に向けて、必須・選択事務であっても前例にならって安易な事務依頼をしないようにというような形で見直しを考えてくださいと、場合によっては、国への要望をするぐらいな気持ちで見直しに踏み込んでくれないかというような照会をかけているところである。併せて、先程の資料にあった、住自協の負担感が 50% 以上の事務については、先程の民生児童委員もそうだが、土木要望、日赤の募金の取りまとめ、共同募金、地域たすけあい事業等があるが、それに関しては原課と地域活動支援課のほうでヒアリングを実施して、この事務は、当然必要なのだが何かやり方が替えられないのかということ、ヒアリングを実施する中で、もう少し精査できればと考えているので、ご理解の程よろしくお願いしたい。

委員

いろいろな基準が何とか無理やり、引き延ばしていろいろなことを工夫され、苦慮されて

いるということがよくわかったので、先程ご説明のあった国への要望というところで、もし何か例えばこの審議会でそういったアクションがあるようであれば、議論をする中でも大きな情報になると思うので、ぜひそれら進捗は小まめに発信いただくように要望としてお願いしたい。

議長

照会に対する回答をまとめていただき、それを待つことにしたい。

委員

ちょっと質問をさせてもらいたい。資料4の12ページの地域いきいき運営交付金について、人件費等、業務量が当初の見込みよりも増えたということで、見直しをという地域の強い要望が出ていると思う。ここで気になるのは、少なくとも法律上問題の無い人件費が賄える財政支援の強化が必要と考える、これは今、法律上問題となるような基準になっているのか。その部分というのはあるのか。

事務局

基準額として年間120万円を事務局長の場合は提示させていただいているが、この120万円というのは月10万円ということなので、計算していくときに、半日の勤務で働いた場合を想定していたものである。昨年実態として事務局長さんがどのような働き方をされているかを調査したら、7時間、8時間フルで働いているところもあれば、半日ずつの交代、あるいは事務局次長を置いて仕事を分担しているとか、それぞれにいろいろな働き方をされている。もちろん最低賃金以上で働いていращるわけなので、この120万円の基準額よりももっと経費としてはかかっており、地域いきいき運営交付金の中で賄っているのか、各地区の皆さんから会費等を集めていただいているので、その中で賄っているのか、法律には触れないが、この基準額のとおりで働いていくとすれば、半日しか勤務できない。そこをフルで働いたり土日に働いたりとかで、単純に割り返すと、時間給の最低賃金以下になってしまう。それはたぶんないと思うが、単純に基準額から計算すると労務管理上の問題があるのではないかというところで、掲載させていただいている。

議長

今は問題無いとのことである。

委員

この審議会の有り様について確認をさせていただきたいが、ここに出た意見が各部署に投げ掛けられて、そちらのほうで議論をされて、この審議会には何かフィードバックされるということなのか。保健福祉部関係が非常に議題の中心になってくるとするならば、今ここに保健福祉部関係の方がいるのかどうかちょっとわからないが、少なくともそちらの関係の人がいてほしいというのが感じたところである。あくまで意見だが、ちょっと参考にしていた

だいて対応していただければありがたいと思う。

事務局

確かに、都市内分権を語るときに、福祉の関係をおいては考えられないということはある。また担当課のほうも協議をいろいろさせてもらっている中で、ご報告等もさせていただく場面があるかと思うので、今後の参考にさせていただきたいと思っている。

委員

先程の資料4の11ページの事務局長の人件費相当額のところで、先程の話にもあったが、週5日の半日勤務が前提で120万円ということだった。実際に雇用主としての責任、それからとてもそれだけではない様々な勤務が起きているという実態があるかと思う。昨年そういう状況を聞き取りしたりして、最低賃金以下になっていないのかというところが懸念されるようなことを発言もあったが、このアンケートの中にはそれは無いのか。それと32地区の事務局長の皆さんがいったいどのくらい働いていらっしゃるのか、勤務時間にしてどのくらい働いていらっしゃるのか、そうしたものの実態の数字というのがどこかにあったら教えてほしい。

事務局

住民自治協議会の労務管理の部分は、先程の資料4の31ページに、事務局の就業規則、年次有給休暇とか、36協定、時間外の協定とか、あと雇用契約の様式等について掲載している。就業規則を作成していないのは7%、未回答が3%だったが、ほぼ作成している中での雇用であり、最低賃金以上に働いていただいている。また、住民自治協議会の自由記載で34ページに、住民自治協議会における役員や事務局職員の担い手不足について日頃感じていることをご記入いただいたものを掲載している。35ページには労務管理や事務局の運営面で日頃感じていることも書かれている。そこを読んでいくと、やはり事務局長の仕事が、例えば34ページの上から3つ目、事務局長及び職員も安い給与で働いている、時給を上げたいが補助金が不足しているというようなことの回答をいただいている。それと実態として調査では、職員雇用人数についてお聞きしており、それをまとめた表はある。先程申し上げたとおり、事務局長が1人ではなくて次長がいるなど、独自に住民自治協議会が判断されて、基準額よりも超えてはいるが、地域いきいき運営交付金や会費で賄っているような形になっている。

委員

やり繰りをされているということは、そのとおりだと思うが、これから計画をつくっていくときに、こうした実態から増額をこれからしていかなければ実際に回っていかないのではないかと実感として思う。そのことをきちんと計画の中に入れておくとなると、そうした根拠が必要と思うので、例えば平均の勤務時間でもいいし、そうしたいわゆるこれから持続して住自協を運営していくための根拠をきちんとつくっていく必要があるのではないかと思うので、またよろしく願いしたい。

議長

資料4のアンケートは40ページで調査結果が終えられていて、そのあとからアンケート票が付いている、そのⅡの16～17ページで勤務実態を聞いている。これは表とかグラフにはまとめていないということか。

事務局

表にはまとめてあるが、ここには今回掲載していないだけなので、公表できる。

議長

データを基にまた議論をしていただくということでもよろしいのではないかと思う。それから、先程あった保健福祉部職員の件は、必要に応じて審議会に出席してもらおうということになるが、常時ではなくてもいいか。その日の審議に必要ながあればということで。

委員

結構だと思う。地域たすけあい事業コーディネーターとか、認識の中にずれがあるという感じもしたし、私なりに理解が足りない部分もあるので、いずれにしても、必要な時にお願いできればと思う。

委員

書かれていることを読むとそうだと思う、確かに。総論賛成、各論みたいな形で突っ込まれるとそうではないだろうという感じの受け止めになる。例えば、先程の資料4の10ページのところでいけば、民生委員児童委員制度については国の制度で厚生労働大臣からの委嘱であるから制度そのものの改変は難しいと考えられると、初めから、そうやって、もうこれは無理ですよとしているような形の表現をされていると、そこから変わらないなら、なんでここに来て私がいなければいけないのかという思いがしてしまう。住自協に行って思ったのだが、民生委員だけではない、お願いされるのは、次々に芋づる式に出てくる。そうするとこちらはこっち、今度はこれはこっちと、こういう形でやらざるを得ない。そうなってくると、誰でもいいとなり、誰でもいいものであれば、なぜこういうことで上げていかなければいけないのかと私どもは思ってしまう。でも民生委員は大事だ、ではこれはこの人に頼んでもちよっと無理ではないかとか思うようなところがあれば絞られてきてしまう。そうすると人がいないという状態が当然出てくるということもある。同じことが人権擁護委員とか、上のほうにつながっているものが幾つもある。法務大臣につながっている、あるいは農業委員等、そうやってつながっているもの、さっきの募金の関係もそうだが、つながっているものについては全然断ち切れない。昔のものをそのまま残したままで住自協に入っているの、これは無理だというのがやはり大きな声で言いたいところである。ぜひその辺から全部断ち切ってもらって、それでもう1回必要だからどうしてもお願いという方向でないといけないのではないか。こう来てますからこれ出してくださいではなくてということを感じる。すると民生

委員どうやったってこれはもう無理だというところが例えばあれば、住民として最後は福祉しかないと思うし、防災にしても全部福祉に入ることからも、何もかも全部福祉に入ってくるので、そのところはもう行政でやるしかなくなるのではないかと、そこまで危機感を持っている。

議長

先程の事務局からの発言だと、要望で変えてもらう手というのがあるんじゃないかということがあったので、難しいとは言っているけれどもできないとは書いてないと読んでもいいのではないかと。民生委員児童委員の問題に限らず、募金だって必須になっているけど、必須事務って断れる。また機会があればご議論いただきたいと思うが、選択肢は住自協側にあるというものもないわけではないので、いずれにしても総ざらいして再検討をここでしていく。

委員

地域いきいき運営交付金についてお尋ねする。これの算定基準の見直しというのは今後されていくということで理解していいのか。今事業の見直し等もこの中に入っていて、地域いきいき運営交付金というのは、ほとんどがひも付きの補助金で元々各種団体に出していたものをまとめただけなので、事業がそこにひもで付いてきて、それをしなければ交付金が減らされるという風に地域は理解をしている。それから算定するのに地域割と人口割という基準算定法がある。私のいる鬼無里は長野市内でも一番の減少地域、また高齢化地域にあって、毎年毎年人口が減る中で交付金が減らされていく、そういった同じような思いをしている中山間地域はたくさんある。そんな中で中条地区は自主財源確保のために、NPOを立ち上げたりして努力をしている地域もあるが、この算定基準の見直しをしていくというのも、今回の新しい計画の中には盛り込まれるのか。

議長

ひも付きについてはそのような事実はあるか。この事業やらないから交付金を減らすという事実はあるか。

事務局

地域いきいき運営交付金自体が一括にしているので、この事業やらないからとかいうことはないが、この地域いきいき運営交付金の制度をつくったときから、廃止したいろいろな補助金をまとめたものなので、たぶんその当時やっていたことはやめられないし、続けていらっしやるのだと思う。そこにいろいろな仕事、例えば移住・定住等に取り組みれたりとか、地域独自で取り組まれている部分もあると思うので、どんどん活動が増えれば、その分の活動費も出ていくし、事務局職員の事務も増えいくという中で、人口は減っているけれども活動は増えているのだと思う。その中で足りていないということもあるので、今回負担軽減、一番は第三期の都市内分権推進計画に基づく持続可能な地域の住民自治をということを考えていくと、持続可能なということをもう1回考えて、負担感とか、財政的な支援とか含めて

見直していく予定なのでよろしくお願ひしたい。

議長

算定基準は、ここの審議会を考えればいいことではないか。市ができないと言っても、答申ではやはりこれ盛り込むようにということはできるわけで、まああまりよろしくはないが、あらかじめそういうことを想定して答申つくることを考えるのはよろしくないが、それは別に審議会のほうで提案はできるわけだから、そこはこちらの問題として考えていけばよろしいことではないかと思う。

委員

都市内分権の始まるときから見せていただいて、^{けんけんごうごう}喧々囂々となっていた事業が10年経っているのだと今実感している。昨年の災害時においても、長沼地区はかなり前から災害に対し工夫されていることが死者2名というところに結びついたと思っている。また私は地域やる気支援補助金、ながのまちづくり活動支援事業の審査員をさせていただいていたときに感じたことは、一番必要としている中山間地域の方たちに出せると、結構活性化できると思ったときに、事務局担い手の方たちが高齢者の方たちが多かたりしていて、うまくアピールできなかつたと感じている。地域やる気支援金補助金とながのまちづくり活動支援事業の補助金と一緒にしてからには特にそういうことを感じた。先程120万円の事務局長さんのお給料があつたが、事務局の担い手不足が賃金が安いということもあるので、若い世代が定着できるような事務局体制ができれば、今の都市内分権の事業がスムーズに進むと特に感じている。工夫して、実際週20時間以上だと社保を付けるという指導を受けたりもするので、きちんとクリアできるような体制ができていくと、今の住民自治協議会がより効果的に活動できていくと感じているので、ご検討をよろしくお願ひしたいと思う。

議長

それも勤務実態のデータをご覧いただきながら、実際どうなんだろうと詰めていくとどうかと考えていけばよろしいのではないかと思う。すでに議事(3)に移っているということにさせていただきたいと思う。全体を通してご質問ご意見があればお願ひしたい。

委員

先程のたすけあい事業に関してだが、市社協は、令和4年度からこれを改めて運営を住民自治協議会でやりなさいということを書いてきているので、ここに関しては早めに担当課と話し合いをしていただいて、住民自治協議会の事務軽減というところと言えば、これほど重たい荷を住民自治協議会に負わせるのかと、とても不安でしょうがないというのが中山間地域である。中心市街地は先程お話があつたようにタクシー会社であつたりとか公共交通を使うということがまだ代替えとしてできる。しかし中山間地域は公共交通も脆弱だし、鬼無里地区にあってはタクシー会社もない。そういう実態をよくお伝えさせていただきたいと思う。

議長

資料1の15ページの方向性のところで、もう一律の計画はつくらないということを宣言しているわけなので、地区の事情に応じてそこら辺は柔軟に対応できるようなそういう体制を整えていく、そういうご提案をしていけばよろしいのではないか。よろしいか、方向性と総括について、いろいろご質問、ご意見いただいたが、大筋でこれでいいということをご承認いただいたほうが、後々の議論のために有益ではないかと考えるが、よろしいか。はい、ご承認をいただいた。それでは、今日の審議をこれにて終了する。